

垂水区役所明舞出張所地域コミュニティスペース 運用要綱

1. 設置主旨

明舞地域の活性化に資する地域活動を支援することを目的として、垂水区役所明舞出張所地域コミュニティスペース（以下、コミュニティスペースという）を垂水区役所明舞出張所内に設置する。

(1) コミュニティスペースで提供するサービス

- ・ミーティングスペース
- ・Wi-Fi 設備
- ・ディスプレイ

2. 利用団体の定義

明舞地域の活性化に資する地域活動を行う団体で、下記の要件を満たす団体にコミュニティスペースの利用を認める。

- ①営利活動を目的としない団体であること。
- ②暴力団でないこと。暴力団または暴力団の構成員等の統制下でない団体であること。

3. 利用団体登録について

(1) 利用団体登録

コミュニティスペースの利用を希望する団体は、事前に団体登録を行わなければならない。

団体登録の申請は、垂水区役所明舞出張所地域コミュニティスペース団体登録申請書（様式1号）に必要事項を記入のうえ、Eメール、持参または郵送により初回の利用希望日の10開庁日前までに垂水区地域協働課明舞出張所に提出し、垂水区長（以下、区長という）から垂水区役所明舞出張所地域コミュニティスペース団体承認通知書（様式2号）により承認を得るものとする。なお、持参により提出する場合は、平日（開庁日のみ）の8時45分～17時15分（12時～13時の間を除く）までの間に受け付ける。区長は、申請者が2の要件を満たさないと判断した場合、垂水区役所明舞出張所地域コミュニティスペース利用団体不承認通知書（様式2-2号）により不承認とすることができる。

(2) 団体登録の取り消し

区長は、登録団体が下記のいずれかに該当するときは、団体登録の取り消し、その他必要な措置を命じることができる。なお、その他管理運営上やむを得ない必要が生じた場合も同様とする。

- ①登録団体から団体登録の取り消しの申し出があったとき
- ②本要綱に違反したとき
- ③団体登録申請書記載事項に虚偽があった場合やその他不正な手段により団体登録の申請またはコミュニティスペースの利用をしたとき
- ④その他公序良俗に反する行為があったと認めるとき

(3) 登録内容の変更

登録内容に変更があった場合、登録団体は、速やかに垂水区役所明舞出張所地域コミュニテ

ィスペース利用団体登録変更届（様式3号）を提出する。

4. 利用の制限

コミュニティスペースは、下記の目的・用途に使用することはできない。

- ①個人的な専用利用
- ②営利目的の利用
- ③宗教活動又は政治活動のための利用
- ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤飲食を主目的とする利用
- ⑥危険物、発火物の持ち込み
- ⑦明舞出張所の業務の妨げとなる行為
- ⑧第3者に迷惑や不快感を与える又はその恐れのある行為
- ⑨その他区長が不相当と認める利用

5. コミュニティスペースの予約・利用手順

(1) 予約手順

- ①利用予定日の3か月前から受け付ける。
- ②利用予約は、利用者が「コミュニティスペース予約票」に必要事項（団体名・利用者氏名・利用時間など）を記入し、利用予定日の3開庁日前の17時までにEメール、FAXまたは持参により明舞出張所に提出して利用予約をする。
- ③明舞出張所は、利用予定日の1開庁日前の12時までに予約票に記載の連絡先担当者あてに、予約確認の受信方法により指定する方法で利用の可否および入室に必要な鍵の開錠方法を連絡する。

(2) 利用手順

- ①事前に予約を行った団体は、コミュニティスペース内に設置している「コミュニティスペース当日受付簿」に必要事項を記入の上、予約内容に従って利用しなければならない。
- ②原則として、一度に利用する人数は8名程度とする。

6. 利用時間

コミュニティスペースの利用可能時間は、9時から21時までとし、下記のとおり区分する。利用時間には準備・片付けを含む。

- ①午前：9時から13時まで
- ②午後：13時から17時まで
- ③夜間：17時から21時まで

7. その他利用上の注意

- (1) 食事（水分補給など軽微なものは除く）・飲酒・喫煙は禁止する。
- (2) 利用後は後片付けや机上の清掃を行うこと。ごみは利用者が持ち帰ること。
- (3) 器物等を破損した場合、区長がやむを得ないと認める場合を除き、利用者が修繕費等を負担する。

- (4) 申込者と使用者は同一の登録団体に属する者に限る。
- (5) 垂水区は、コミュニティスペースの管理上必要があると認めるときは、利用スペース内に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。
- (6) 利用中に発生した事故、トラブル、盗難等により生じた損害等について、垂水区はその一切の責任を負わない。

附則（令和6年9月1日制定）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。